

岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会 《 議 事 録 要 旨 》

日 時	平成 26 年 1 月 7 日（火） 午前 10 時～午前 11 時 30 分			
場 所	岐阜市役所低層部 4 階 全員協議会室			
日 程	(1) 開会 (2) 委嘱状の交付 (3) 教育長あいさつ (4) 通学区域審議会について事務局説明 (5) 正副会長の選出 (6) 正副会長あいさつ (7) 議事①「鷺山小学校及び青山中学校」並びに「早田小学校及び岐阜清流中学校」の通学区域の変更について 議事②「鷺山小学校及び青山中学校」並びに「則武小学校及び岐阜清流中学校」の通学区域の変更について (8) 報告 ①市内小中学校の適正配置・適正規模化について ②柳津小学校スクールバスのあり方 ③岐阜市南西部の児童生徒数増加校の現状について (9) 閉会			
	所 属	氏 名	出 欠	備 考
会長	岐阜大学教育学部教授	原田 憲一	○	1号委員
副会長	岐阜市小中学校校長会（市橋小）	水野 良彦	○	"
	岐阜大学教育学部教授	池谷 尚剛	○	"
	岐阜市自治会連絡協議会（柳津）	縄田 秀夫	○	"
	岐阜市自治会連絡協議会（明德）	赤塚 昌紀	○	"

	岐阜市PTA連合会（木之本小）	藤田 勲	○	〃
	岐阜市PTA連合会（加納小）	谷口 将也	○	〃
	岐阜市小中学校校長会（厚見中）	大竹 恵子	○	〃
	岐阜市議会議員	大野 一生	○	2号委員
	岐阜市議会議員	広瀬 修	○	〃
	岐阜市議会議員	浅野 裕司	○	〃
	岐阜市議会議員	松原 和生	○	〃
	岐阜市議会議員	柳原 覚	○	〃
	岐阜市議会議員	堀 征二	×	〃
	岐阜市議会議員	浅井 武司	×	〃
事務局	職 名	氏 名	出 欠	備 考
	教育長	早川 三根夫	○	
	事務局長	島塚 英之	○	
	事務局次長	長原 貴幸	○	
	教育政策課長	中本 一美	○	
	学校指導課長	服部 和也	○	
	教育施設課長	丸山 政司	○	
	学校保健課長	小栗 昌弘	○	
	学校指導課	鷺見 裕子	○	
	教育政策課	後藤 隆徳	○	
	教育政策課	小川 奈里子	○	

配 付 資 料	① 岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会条例
	② 岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会条例施行規則
	③ 審議会等の会議の公開に関する要領
	④ 鷺山小から早田小への通学区域の変更について（諮問事項の概要）
	⑤ 鷺山西向井地区周辺地図
	⑥ 鷺山小から則武小への通学区域の変更について（諮問事項の概要）
	⑦ 答申に基づく小・中学校の統合・再編計画
	⑧ 徹明小学校・木之本小学校の統合にかかる準備状況
	⑨ 統合準備委員会の検討結果について（報告）
	⑩ 陳情書（岐阜市中心市街地を考える会）
	⑪ 柳津小学校スクールバスの経緯
	⑫ 柳津小学校スクールバスの概要
	⑬ 遠距離通学児童・生徒に対する通学費補助金交付内規
	⑭ 岐阜市立小学校における児童数の推移及び予測（表）
	⑮ 岐阜市立小学校における児童数の推移及び予測 抜粋（グラフ）
	⑯ 出生数から予測する児童数と最終的な実数の比較（グラフ）
	⑰ 予測児童数の補正前後比較（グラフ）
	⑱ 各学校の児童数とクラス数の比較
	⑲ 小中学校校舎築年数一覧

○会議の内容

事務局次長	<p>日程1 開会</p> <p>おはようございます。事務局次長の長原でございます。委員の皆さまにおかれましては、本日はご多用のところ、通学区域審議会にご出席いただきありがとうございます。</p>
-------	---

	<p>定刻となりましたので、ただ今から「平成 25 年度第 1 回岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会」を開会いたします。</p> <p>机上の配布物を確認させていただきます。委嘱状、委員名簿、座席表、お持ち帰り用の封筒となっております。</p> <p>また、過日送付いたしました、本日の会議の次第、資料集をお持ちいただいたかと思えます。よろしかったでしょうか。</p>
事務局次長	<p>日程 2 委嘱状の交付</p> <p>まず最初に、委員の皆様への委嘱状でございますが、皆様の御前にご用意させていただきました。ご査収の程よろしくお願い申し上げます。</p>
事務局次長 教育長	<p>日程 3 教育長あいさつ</p> <p>つづいて会議に先立ちまして、教育長が皆様にご挨拶申し上げます。</p> <p>明けましておめでとうございます。年始のお忙しい中、お越しいたさきありがとうございます。</p> <p>通学区域審議会は条例に基づいて運用されている大変重要な会議でございます。市議会議員の方々、有識者の皆様に参加していただいています。義務教育の根本である機会均等と質の向上をもっとも中核的に考えていただくことがこの審議会の在りようでございます。岐阜市内どこへ行っても同じ教育を受けることができるという機会均等を保障することになっていきます。そのような意味で、ここでの諮問は大変重いものになっています。それを基に教育委員会で決定することになっています。それだけ重要な条例に基づいた会議であると考えていますので、忌憚のないご意見をいただき、活発な論議をしていただければと思います。本日はよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局次長	<p>お二人の議員さんがお見えになっていませんが、定足数を満たしていますので、会議を継続させていただきます。</p>
事務局次長	<p>日程 4 通学区域審議会の概要について</p> <p>それでは次に、事務局長より当審議会の概要についてご説明申し上げます。</p>
事務局次長 事務局長	<p>今年度初めての会議であり、また、新任の委員さんもお見えになります。そこで、当審議会の概要についてご説明申し上げます。資料集の資料①、資料②をご覧ください。</p> <p>まず職務についてでございます。条例の第 1 条、第 2 条で規定してありますように、当審議会は教育委員会の諮問機関であります。諮問に応じて、市立小中学校の通学区域の設定、変更に関する事項の調査と審議を通じて、意見を教育委員会へ答申していただいております。</p>

なお、規定はしていませんが、教育委員会としても、諮問に対し答申をいただいている以上、審議会に対して、その後の進捗状況を報告する義務があると考えております。また、「通学区域の設定、変更に関する事項の調査」ということで、審議会に対して、関連する情報についての報告も適宜行なっております。

次に、組織構成及び任期についてでございます。条例の第3条と施行規則の第2条で規定しているとおり、1号委員として学識経験者の方8人以内、2号委員として市議会議員の方7人以内、合計15人以内をもって、審議会は構成されます。

委員の任期は、条例第4条の規定のとおり1年です。

審議会には、条例第5条の規定に従い、委員の互選により、会長1名と副会長1名を置いていただきます。

最後に開催実績等についてでございます。これまでの実績から申しますと、年1、2回程度、1回につき、約1時間半～2時間程度の会議を開催してきております。

近年の審議内容につきましては、平成14年5月に「旧市内における小中学校の通学区域のあり方について」の答申をいただいております、平成15年度以降の審議会において、答申に基づいた統合の進捗状況について、継続的にご報告させていただいております。

また、平成18年11月には、同年1月の旧柳津町との合併に伴い、「通学区域の一部弾力化及びスクールバスのあり方について」の中間答申をいただいております、この後、現在の状況についてご説明させていただきます。

また、「通学区域の設定、変更に関する事項の調査」ということで、平成22年度から、「岐阜市南西部の児童生徒数増加校の現状と課題」について報告させていただいております。

その他、過去の実績として、平成22年1月に「中洲町（なかすまち）を厚見小学校の通学区域から加納小学校の通学区域へ変更することについて」について答申をいただいております。

以上で、通学区域審議会の概要についての説明を終わります。

日程5 正副会長の選出

事務局次長

それでは次に、正副会長の選出をお願いしたいと存じます。

正副会長の選出は、審議会条例第5条の規定に基づき、委員の互選となっております。委員の皆様にお諮りします、いかがいたしましょうか。

特にご意見がありませんようでしたら、事務局に一任いただくというのはいかがでしょうか。

(異議なしとの声あり)

事務局次長	<p>それでは、事務局からご提案させていただきます。</p> <p>会長には岐阜大学の原田憲一様、副会長には岐阜市小中学校長会の水野良彦様をと考えておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしとの声あり)</p>
事務局次長	<p>日程6 正副会長のあいさつ</p> <p>それでは、会長には岐阜大学の原田憲一様、副会長には岐阜市小中学校長会の水野良彦様ということで、よろしく願いいたします。</p> <p>正副会長には、それぞれの席に移動をお願いします。</p> <p>(正副会長 席へ移動)</p>
事務局次長	<p>それでは、議事に先立ちまして、正副会長より一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>岐阜大学の原田と申します。ご指名いただきましたので、何とか務めさせていただきますと思っています。何分不慣れですので、ご協力いただきたいと思っております。通学区域の問題に関しては、教育長がおっしゃったように、児童生徒にとって非常に大きな問題ですが、それだけではなく、地域住民にも波及する問題であるとも考えられます。委員の方々の活発な意見をいただきながら、慎重に審議していきたいと思っております。どうかご協力をよろしくお願いいたします。</p>
副会長	<p>副会長としてご指名いただきました市橋小学校の水野良彦と申します。市橋小学校は、今日も報告にある岐阜市南西部の児童生徒の増加校の一つに入っており、現在 800 人弱ですが、0 歳児まで含むと 900 人を超え、これから 100 人くらい増えていくというような傾向もございます。通学区域の変更という点も難しく、現状は校舎が手狭だという話を南西部の校長はしています。本日の会議に、初めて参加させていただきますが、よろしくお願いしたいと思います。</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ここからは会長の司会進行でよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>日程7 議事</p> <p>それでは平成 25 年度第 1 回岐阜市小学校及び中学校通学区域審議会の次第に従い、進行を務めさせていただきます。</p>

<p>会 長</p>	<p>○会議の公開・非公開の決定</p> <p>まず、報告に入る前に「岐阜市審議会等の会議の公開に関する要領」第3条第2号の規定に基づき、本会議の公開又は非公開について、お諮りします。</p> <p>現在、傍聴希望者はおられないようですが、会議の途中に、傍聴を希望される方が来られた場合の対応も考慮して、お諮りしたいと思います。</p> <p>今回につきましては、何ら非公開とすべき議事がないと考えています。従って、本会議を公開すると決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしとの声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>異議なしという声をいただきましたので、本会議を公開とします。</p> <p>なお、会議は公開ですので、「岐阜市審議会等の会議の公開に関する要領」第5条の規定に基づき、本会議の会議録は公開します。各委員におかれましては、その旨ご承知おきください。</p>
<p>会 長</p>	<p>○議事①「鷺山小学校及び青山中学校」並びに「早田小学校及び岐阜清流中学校」の通学区域の変更について</p> <p>それでは議事に入りたいと思います。「鷺山小学校及び青山中学校」並びに「早田小学校及び岐阜清流中学校」の通学区域の変更についてですが、まず事務局から諮問があるとのことですので、</p>
<p>事務局次長</p>	<p>「鷺山小学校及び青山中学校」並びに「早田小学校及び岐阜清流中学校」の通学区域の変更について、教育長から会長へ諮問しますので、前へお越しください。</p>
<p>教育長</p>	<p>(教育長 諮問書を読み上げ、会長へ諮問書を渡す)</p>
<p>会 長</p> <p>事務局次長 学校指導課長</p>	<p>ただ今、諮問を受けましたが、委員の皆さんのお手元にも諮問書が配布されておるかと思しますので、ご確認をお願いします。</p> <p>それでは、学校指導課長から諮問書のご説明を申し上げたいと思います。学校指導課、服部でございます。諮問理由についてご説明申し上げます。本件は、鷺山西向井地区のすべての住民から通学距離と通学路の安全性の理由から、通学区域の変更に関する要望書が提出されています。あわせて、早田と鷺山の両自治会連合会長より同意書も提出されています。</p> <p>資料⑤「鷺山西向井地区周辺図」をご覧ください。現在、鷺山校区である真ん中の黄色で囲まれた鷺山西向井地区を、図の下にある南の早田校区に変更するものです。早田小学校は、資料の右下に「文」と記載している場所で、150m程離れたところにあります。現在この地区の子どもたちは、</p>

	<p>1. 6km 程北にある鷺山小学校に通っています。地理的にも道路の整備がなされたり、外灯等の安全対策が整備されていることにあわせ、西向井地区の方々は、現実的には早田校区の方が生活圏になっています。西向井地区の上をご覧いただくと、畑が続いています。この地域は、市街化調整区域であり、加えて農業振興地域の農用地区域に指定されていますので、将来的にも農地として残ることが考えられ、子どもたちの安全上、外灯等も少ないところを通うよりは、生活圏でもある近い早田小学校へという要望書になっています。</p>
<p>会 長</p>	<p>要望書については、個人情報に記載されていますので、後ほど回収させていただきますので、よろしくお願いします。</p> <p>ありがとうございました。本件につきましては、関係する両自治会から承諾が得られており、該当地域住民の合意がなされている点などから、本日、当該案件についての結論を得たいと存じます。</p> <p>つきましては、答申案を示させていただきますので、委員の皆さまにはご審議いただきたいと思います。</p> <p>結論としましては、鷺山西向井地区は「早田小学校・岐阜清流中学校」の通学区域へ変更することが妥当であるという答申案になります。</p> <p>理由として、鷺山西向井地区は、鷺山自治会の他地域と農地により分断され、早田地区と隣接しているため、生活圏が早田地区と一体となっている点。また近年の道路改良等により、距離的にも近い早田小学校及び岐阜清流中学校へ、安全に通学できるようになった点。現在、就学年齢の児童生徒がいない点。鷺山西向井地区住民の一致した強い要望である点を挙げさせていただきました。</p>
<p>委 員</p> <p>学校指導課長 委 員 学校指導課長 委 員</p>	<p>それでは、審議を始めたいと思います。この答申案について、ご意見やご質問等ありましたら、ご発言いただきたいと思います。</p> <p>一つ質問をさせていただきたいと思います。地域の皆さんが希望されているということで、反対する意図はありません。参考に伺いたいのですが、鷺山西向井地区は、自治会組織としてはそのまま残り、子どもの通学区域だけが変わるということでしょうか。</p> <p>現在検討中であるということで、決定はまだされていないそうです。</p> <p>流れは、そちらに向かっていますか。</p> <p>はい。</p> <p>どうしてそのようなことを伺ったかと申しますと、私も地域の子ども会の役員をしています。自治会の組織である子ども会やPTA活動などは、学校区と自治会のエリアが一緒であって初めて円滑にいくわけですが。自治会のエリアと学校区が食い違ったときに、子ども会、あるいは地域単位の青少年育成市民会義、子どもの見守り等、ずれることが心配だと伺いましたが、その辺りも含めて、検討中ということですね。</p>

<p>学校指導課長 委員</p>	<p>検討中だそうです。</p> <p>関連するのですが、こういう状況が、市街地に拡大する可能性があるわけですが。先ほどの委員の話にありましたが、地域コミュニティの重要性が謳われる中、自治会組織がかなり充実して、いろいろな地域行事を行なってみえるわけですが、学校区が違うことで、そこに居住する子どもたちが参加する妨げになるようなことになってはいけないと思います。ですから、通学区域審議会の中だけの話ではなく、当然市民参画も含めて、しっかり検討した上で、一定のルール作りが必要だと思います。このような通学を認めることを審議する前提として、通学審だけを先行して行なうと、もし弊害が出てきたときに、「いや、我々の自治会は不本意だ」とならないようルール作りができないでしょうか。</p>
<p>学校指導課長 委員</p>	<p>委員がおっしゃるとおり、考えていかななくてはならない内容として捉えています。基本的には、子どもが安全であるということが大原則ですが、関連する自治会の問題などをどう整理していくかということはおっしゃるとおり課題であると思います。自治会が任意の団体であることも考慮しながら、関係部局と調整を図りながら具体的に検討していかなくてはならないと考えています。</p>
<p>委員 委員</p>	<p>是非とも進めてもらいたいと思います。</p> <p>今はこの鷺山西向井地区だけですが、地図を見ると、東の方にも家が建っています。こちらの地区には影響はないですか。この地区の人たちから、早田小の方が近いので、早田校区にという話がだんだん広がってくる可能性はないですか。</p>
<p>学校指導課長</p>	<p>現在は、鷺山小に通っています。今、そのような声を受けていないというだけで、確かにそのように考えられる内容ではあると思いますが、原則的には鷺山小へということで捉えています。</p>
<p>委員</p>	<p>全体の地図が分からないので詳しく言えませんが、そういった声が出ればまた審議会でやるということはしょうがないのですかね。</p>
<p>会長</p>	<p>そのほか、細かなことでも結構ですので、お気づきの点、あるいは確認しておくべき内容がありましたら、ご意見をいただきたいと思います</p>
<p>委員</p>	<p>先ほど委員がおっしゃったように、校区で行う行事をすべて鷺山地区から、早田地区へ移すのか、それとも通学区域だけを移して、あとのものはすべて鷺山の方になるのかということです。その辺りの調整ができないと、この地域の人たちは、本来早田に近いのに、鷺山の行事に参加しなければならないという形になりますので、その辺りの整合性をしっかりとつけていただきたいと思います。</p> <p>極端なことを言えば、鷺山西向井地区を早田地区へ行政変更できないでしょうか。それを含めてご検討していただければ、将来的にはすっきりしていくと考えますが、いかがでしょうか。</p>

事務局長	<p>これは一部エリアの通学区域のことですが、この後の(8)の報告にございます小学校の統合問題がまさにこれに非常に密接に関連しております。特別な事情なのかもしれませんが、岐阜市は自治会単位と小学校区の単位が全く重なっています。今回、それが例外的になるという話です。委員から話がありましたルール化は、強制的に行うものではなく、ケースバイケースで話し合いを進め、その中で、委員がおっしゃったように、各地域の自主性に配慮しながらも、一定のルール化、一定の配慮をしていかなくてはならないと考えておりますので、今後その辺り研究してまいりたいと思います。</p>
会 長	<p>そのほかございませんでしょうか。</p> <p>それではお諮りしたいと思います。本日提示した答申案を答申として教育委員会に提出したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会 長	<p>ありがとうございます。それでは改めて、会長である私より教育委員長に対して答申させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p>
	<p>○「鷺山小学校及び青山中学校」並びに「則武小学校及び岐阜清流中学校」の通学区域の変更について</p>
会 長	<p>続きまして、「鷺山小学校及び青山中学校」並びに「則武小学校及び岐阜清流中学校」の通学区域の変更について、こちらも諮問があるとのことです。</p>
教育長	<p>(教育長 諮問書を読み上げ、会長へ諮問書を渡す)</p>
会 長	<p>諮問書の説明を事務局よりお願いします。</p>
学校指導課長	<p>資料集の11-3ページ、資料⑥をご覧ください。今回該当する地域は、黄色の部分です。住居表示が「則武東4丁目」となりました。これまでは、「正木字清水」、「鷺山向井」という地名が付いているところが、「則武東4丁目」という地名になったことで、今回校区を変更するものです。資料11-2ページに、拡大図があります。ご覧になると分かるように、現在、住居ではなく駐車場になっている場所です。住居表示変更に伴い、校区を変更するというので、地権者と両自治会からの同意書をいただいております。この地域についての変更をお願いしたいというものです。住居表示に伴う規則と内規の改正については、2月17日の変更に合わせて行う予定です。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。本件も自治会、地権者の了解も取れておりま</p>

<p>委員</p>	<p>すことから、答申案を示させていただきますので、委員の皆さまにはご審議いただきたいと思います。</p> <p>「鷺山向井」及び「正木字清水」の一部地域については「則武小学校・岐阜清流中学校」の通学区域へ変更することが妥当であるという答申案です。</p> <p>理由として、住居表示に合わせた通学区域を設定することは、地域住民にとって簡素でわかりやすい通学区域である点。また同地域は、現況駐車場であり、通学区域変更の影響を受ける者がいない点を挙げさせていただきました。</p> <p>それでは、審議を始めたいと思います。</p> <p>答申案について、ご意見・ご質問等ありましたら、ご発言ください。</p> <p>答申の理由の1番に、住居表示に合わせた通学区域を設定することは、地域住民にとって簡素でわかりやすい通学区域であることを掲げていますが、先ほどの話と矛盾を生じることになりませんか。先ほどは地元要望によって通学区域を変更し、こちらは住居表示に合わせるという理由で教育委員会サイドが変更してしまうということですが、これをあえて1番の答申理由とすると矛盾してきませんか。</p>
<p>学校指導課長</p>	<p>おっしゃるとおりでございますが、通学区域の原則はあくまでこの1番の理由です。先ほどの件についても、原則地名に合わせた上で、地域的な条件等から変更ということですので。これを理由の1番としたのは、大原則だから1番にさせていただいたということですので。</p>
<p>委員 学校指導課長 会長</p>	<p>先ほどの答申は、例外だということですか。</p> <p>そういうことです。</p> <p>私も同じことを感じました。理由の2番と1番を変える方が分かりやすい部分もあるかと思いますが、学校指導課長がおっしゃったように、原則としては地名を基準として、原則を踏まえた上で地域性に応じて変更していくということなのかなと思います。現状は駐車場であり、居住している方がいらっしやらないため、なんら問題はないのかなと思います。</p> <p>それではお諮りしたいと思います。本日ご提示した答申案を答申として教育委員会に提出したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。それでは改めて、会長である私より教育委員長に対して答申させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>日程8 報告 ○「①市内小中学校の適正規模化・適正配置について」 続きまして、報告①「市内小中学校の適正規模化・適正配置について」で</p>

事務局次長

す。事務局から説明願います。

岐阜市の中心市街地の学校は、ドーナツ化現象による居住人口の減少や、出生率の低下による児童数減少により学校の小規模化の傾向が著しく、また中学校の校区外通学などが問題となっており、これらを解消するため、平成10年8月に通学区域審議会に旧市内における岐阜市立小学校及び中学校の通学区域のあり方についてお諮りし、平成14年5月に答申を受けました。この答申を踏まえ、関連する旧市内9地区の代表者による旧市内学校再編問題協議会や地元説明会を行ない、平成17年に小中学校の適正規模化、適正配置化の方針を決定し、統合再編を進めています。

本審議会では、答申いただいた内容に対する状況報告ということで、毎回統合再編の進捗状況を説明しています。統合再編の全体計画をまとめたものが、12ページの資料⑦です。小学校統合については、資料左側の答申時の列における金華小から白山小まで計8校について2校ずつペアで統合を進めており、平成20年4月には、金華小と京町小が統合した岐阜小学校、平成24年4月には、明德小と本郷小が統合した明郷小学校が開校しています。中学校の再編については、答申時の列における島中、伊奈波中、明郷中の通学区域を再編し、平成24年4月に則武小・早田小地区の生徒が通う岐阜清流中学校、岐阜小・明郷小地区の生徒が通う岐阜中央中学校が開校しました。

13ページ、資料⑧をご覧ください。昨年の通学区域審議会でも報告した内容から現在までの状況として、徹明小学校・木之本小学校の統合にかかる準備状況について報告します。平成24年1月に両地区の自治会代表、PTA代表、校長教頭で構成する徹明小学校・木之本小学校統合準備委員会が設置され、計11回にわたり、統合の是非、統合校の配置場所、跡地活用などについて検討が重ねられ、平成25年9月11日に検討結果をまとめた意見書が市教育委員会へ提出されました。

意見書は、16ページから27ページまでの資料⑨になります。17ページと18ページが検討結果の集約です。「1. 統合の是非について」ですが、徹明小学校と木之本小学校の両校にとって、統合が必要であると考え、統合を推進するという結論です。子どもたちの教育を最優先し、少しでも早い時期に良い教育環境を創出していくため、早期の統合が望ましく、両校区一体となって推進していくことが必要であるという意見です。

「2. 通学先の決定について」ですが、協議を重ねてきたが、今後も結論を得ることは困難であると思料されるため、当準備委員会としては両校区の意見等を付記し、教育委員会に通学先の決定を委ねたいということです。様々な観点から両校の比較検討を行なったが、施設環境面などでは大きな差異はないものの、「①児童数の大小」、「②学校設立の歴史」、「③中心市街地の学校が無くなることへの懸念」の3点で意見が分かれ、統合準備委員

会では通学先を決定することはできなかったということです。

「3. 跡地活用について」ですが、通学先の決定前に検討することが難しく、結論を得るには至っていないということです。

「4. その他」として、統合準備委員会での様々な意見、要望について 19 ページから 26 ページまでに添付しています。

また、意見書と同日に、岐阜市中心市街地を考える会の方から陳情書が署名とともに提出されています。28 ページの資料⑩になります。趣旨は、「岐阜市の中心市街地にある唯一の小学校となる市立徹明小学校存続させてください。」というものです。

14 ページに戻っていただき、意見書提出後の経過をご報告させていただきます。9 月 27 日開催の第 10 回教育委員会定例会で徹明小学校及び木之本小学校の統合にかかる意見書の提出について報告しました。あわせて、岐阜市中心部における再編協議の経緯、小中学校の統合再編計画の進捗状況、徹明小学校・木之本小学校統合準備委員会の協議状況、徹明小学校・木之本小学校の通学区域、両校の位置、両校の児童数、学級数の推移と平成 31 年度までの推計、統合すれば、各学年 2 クラスで学級編成ができる見込みであるということなどについても、教育委員会定例会で説明しています。

10 月 31 日開催の第 11 回教育委員会定例会で、統合準備委員会の意見書の内容について説明するとともに、岐阜市中心市街地を考える会からの陳情書の内容に関しても説明しました。あわせて、平成 37 年度までの児童数予測と統合した場合は、平成 37 年度まで、各学年 2 クラスで続く予測であること、並びに中心市街地で、岐阜市が進めているまちづくりに関する事業として、中心市街地活性化基本計画の概要、再開発事業の計画、まちなか居住推進事業について紹介し、どのエリアがその計画に含まれるかということについて説明しています。また、明德小学校と本郷小学校が統合してできた明郷小学校の児童と保護者と対象に、統合後、半年経って、実施したアンケート結果として児童も生徒も概ね統合してよかったと感じているという結果があったことを報告しました。

11 月 19 日、第 12 回教育委員会定例会は、徹明公民会ホールで開催しています。定例会の前に、教育委員に、徹明小学校の施設をご覧いただき、徹明地区の代表の方々との懇談会を開催しています。そこで出てきた主な意見が 14 ページに記載しています。

12 月 20 日の第 13 回教育委員会定例会は、木之本公民館ホールで開催していますが、定例会前に、同じく教育委員に木之本小学校の施設をご覧いただき、木之本地区の代表の方々との懇談会を開催しています。そこで出てきた主な意見が 15 ページに記載しています。

今後の予定としては、1 月 22 日に木之本地区で住民の意見を聞く集会を、

<p>会 長</p>	<p>1月23日には、徹明地区で住民の意見を聞く集会を午後7時からの開催で予定しています。地域の方々の意見を踏まえながら、教育委員会で進めていくことになります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>徹明小、木之本小の統合について統合準備委員会からの意見書提出を受け、統合先の決定は教育委員会に一任されました。これから統合先を決定するために、現在、地域・PTAの皆さんのご意見を聞く作業を行なっているとのことです。</p> <p>今後、教育委員会は重い決断をしていかななくてはならないわけですが、どちらの学校に統合してほしいなどといった意見は地域から聞いておられるので、本審議会では異なった観点からのご意見をお願いしたいと思えます。</p>
<p>委 員</p>	<p>私は先に誕生した岐阜小学校のPTA会長を統合直後に務めました。子どもたちにとって、統合して子どもが増え、大勢の仲間と一緒に多くの活動ができるようになったことは非常によかったです、個人だけではなく、周りの親からも聞いていますので、統合は難しい話ですが、大切なことだと身をもって実感しています。</p> <p>統合の話の中で思ったのが、資料26ページに記載がある、徹明小から本荘中への距離が非常に遠いという話が、この資料の中では、意見として数回出てくるだけであまり取り上げられていません。このことが、特に徹明の駅前辺りの保護者の方が非常に心配しているようです。</p> <p>岐阜市の再開発により、岐阜シティ・タワー43などができましたが、そこに住んでいる人などに聞くと、小学校が徹明小と木之本小のどちらが近いかわけではなく、中学校が心配だと聞きました。中には岐大附属小に通っているお子さんもいるようです。理由は中学校で本荘中に通うのが心配というものです。小学校から岐大附属小に通っていれば、エスカレーター式で上がれるので、小学校は近所に行きたかったけれど、中学校のことを心配して、岐大附属小に行っているということでした。徹明地区で岐大附属小を選ぶ子どもが相当あるようで、理由は、小学校のこともですが、中学校であるという心配の声をよく聞きます。</p> <p>金華小と京町小の統合が割と大変でしたが、何とか進めることができたのは、跡地利用が中学校だったからだと思います。やはり、地域の子どもがいることは、地域の活性化などに計り知れないプラス効果があります。京町小学校がなくなったわけですが、その跡地が中学校として倍の人数の子どもが中学生として返ってくるため、地域の子どもと活動が続けられるのではないかとということでした。金華に小学校、京町に中学校ということだったから、統合の話し合いがまとまったのだと思います。これがなかったら、明德小・本郷小、徹明小・木之本小の話もなかったと思います。</p>

そのようなことを考えると、今回たまたまですが、徹明小、木之本小、本荘小という3つの小学校が横並びにある中、徹明小が一番端にあります。徹明小の子どもたちから見たら、この意見書に記載のように、中央中の方が近いので、中央中に行きたいけれど、それはだめと言っています。

仮に、木之本の敷地が空くようなことがあった場合、まさに横並びの3校のど真ん中に中学校、例えば本荘中を真ん中にもってこることができたら、その不安などがすべて解消します。面積を調べると、木之本小は、横の木之本公園の敷地を加えて2万㎡弱です。清流中の敷地、中央中の敷地がそれぞれ、2万1千㎡代です。その僅差を多い少ないというのは別ですが、大きく見て差がない範囲で、生徒数は清流中より小さくて、中央中より多いのが本荘中ですので、もってこることができるとしたら、これは2度とないチャンスだと思います。

名鉄の岐阜駅で降りた人が、市民病院まで歩いていく人は、一人も見ることがありません。それ以上の距離を毎日、中学の生徒が歩いているわけですから、それを解消してあげられる二度とない機会です。今回仮に木之本小の敷地が空いたときに、中学校をそこにもってこることができれば、長年の懸案が解消されます。

京町小跡地にできた岐阜中央中にしても、本来なら川の南に学校を作ってあげたかったけれど、敷地がなかったため、川のはるか先まで通っていたものを、今回再編によって解消することができました。その同じ解決方法でこの話も解決できる可能性があります。それを今回見逃すと、また100年先まで名鉄岐阜駅から市民病院の先まで歩き続けなければならないわけです。岐阜中央中で受け入れられれば別ですが、先ほどの議論にあるように、地域と一体かどうかで一体の方が良いという話になると、一部の児童だけこちらの中学校に進学させるわけにはいきません。この機会に是非、中学の話も頭においた議論をしていただきたいと思います。これを逃すと二度とこの話は解決しないと思います。中学校のことも考慮することが大事ではないかと思えますし、そのことがあまり大きく取り上げられていないと感じました。

会 長

ありがとうございました。おっしゃるとおりで、小学校区から波及した中学校の通学の問題、そして跡地のことについては、具体的には案が出ていないと聞いています。小学校区とともに中学校の通学も併せてお考えいただきたいと思えます。また、今委員の方がおっしゃっていたことが実現できるかどうかはまた別問題として、その要素を踏まえて慎重に検討をお願いしたいと思います。

そのほか、適切な形で案が出てくると思いますが、その前に委員の方から、このような点にも注意してほしいというご要望などでもよろしいですので、何かございませんでしょうか。

<p>委員</p>	<p>単純に、徹明小と木之本小の生徒数を考えると、影響が少ないから、大きい方に統合という考えもあるかと思います。しかし、先ほど、委員がおっしゃったように、岐阜市が進めているのは中心地に人を住ませようという政策をとっており、その政策との整合性、矛盾がなければよいのですが、感覚的には徹明小の方が中心地かなと思ってしまいます。中心地に学校を残すというのが普通の考え方かと思います。岐阜市がこれから中心地に人を増やそうとしています。人を増やすことは子どもの数も増えると考えるのが当然です。どちらの結果を出すにしても、そこで矛盾がおきないように、理由がしっかりと説明できるようなことを行なってほしいと思います。</p> <p>跡地の話ですが、どちらかに決めたというときには、どうしてもその地域住民にとって、学校が全くなくなるという感覚は寂しいものがあります。跡地をどうするかということもしっかりと示された上で、通学先を決めていただきたいと思います。</p> <p>結論をいつ出すことを考えられているのか分かりませんが、このようなことはあまり長くやってもと思いますので、そこも含め、しっかりと、地域の方の意見も聞いて決めていただきたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>私は明德地区の人間ですが、明德小と本郷小と合併しました。やはり、現在、木之本小と徹明小で話し合いをされているのはどちらの学校へ行くかというのが一番の焦点になっています。そのようなことを検討する中で、やはり跡地をどうするかということです。どちらか空くわけですから、その跡地をいかにうまく活用していくか、その辺りがポイントになるのではないかと思います。京町小と金華小の場合には、京町小に中学ができるというはっきりとした前提があります。明德小と本郷小の場合には青少年会館、少年センターが明德小跡地にくるというビジョンがありましたので、地域の方にもいろいろ不満な点もあったと思いますが、なんとか説得ができました。</p> <p>今回、徹明小と木之本小の合併を見ますと、跡地をどうするかという話がなかなか出ず、綱の引き合いで、時間が経過していき、やはり、教育委員会さんで決めてくださいという方針になったのですが、地域の方には、それぞれ跡地をどのように使ったらよいのかというご希望があると思います。ですから、そのようなことをしっかりと汲み上げていただきたいと思います。それから、行政の側も、この跡地はこんなふうに使いますよということを決めて、地域の方にも納得がいくように、説明をしていただくのが一番大事なのではないかと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。もちろん、教育委員会としては、いわゆる子どもたち、児童生徒にとって何が一番適切なのかという教育を保障するということからお願いしたいわけですが、それとともに、今ご意見いただき</p>

<p>会 長</p> <p>事務局次長</p>	<p>ましたように、地域の問題や跡地の問題なども踏まえて、慎重に結論をお願いしたいと思います。</p> <p>○「②柳津スクールバスのあり方について」</p> <p>それでは、次の報告事項に移りたいと思います。報告②「柳津スクールバスのあり方について」です。事務局からご説明をお願いします。</p> <p>資料集の30ページ、資料⑩をご覧ください。本件は、岐阜市と柳津町の合併時の合併協定書に合意された協議項目として記載されています。協定書の内容として、1点目は、通学区域については現行のとおりとする。市町境地域においては弾力的運用に努める。通学区域の在り方について、通学区域審議会において検討するという事です。2点目は、遠距離通学補助については岐阜市の制度を適用する。柳津町スクールバスについては、通学区域の検討と併せてその在り方について検討するという事です。</p> <p>表の一段目になりますが、平成18年8月3日開催の平成18年度第1回通学区域審議会において、1点目として旧岐阜市と旧柳津町との境における小学校通学区域の弾力化、2点目として柳津小学校スクールバスのあり方について諮問しました。1点目の通学区域の弾力化については表の2段目ですが、平成18年11月16日開催の平成18年度第3回通学区域審議会において中間答申を受け、保護者の申請により柳津小・且格小の近い方の学校に通える旨の内規を定めることにより、弾力的運用を図ることになりました。2点目のスクールバスのあり方については、結論を得るには相当の時間を要することから継続審議となりました。表の5段目ですが、その後、平成20年2月29日開催の平成19年度第2回通学区域審議会において、柳津地域協議会での意見聴収を経たうえで協議を進めていくという今後の取り組みの方向性が確認されました。</p> <p>その後、柳津地域協議会で協議が進んでいない中、平成22年1月27日開催の平成21年度第1回通学区域審議会において「バスの寿命が来たら廃止を考えざるを得ない。」「公平な立場からいくと廃止はやむを得ないと思っている。」という意見が出たものの、結論には至っておりません。</p> <p>表の一番下になりますが、今年度12月に柳津地域協議会地域振興委員会においてこれまでの経緯と、岐阜市の遠距離通学に対する補助制度について説明し、今後の審議を依頼したところです。</p> <p>31ページ、資料⑪をご覧ください。スクールバスの概要についてご説明申し上げます。始まりは昭和31年の柳津村と佐波村の合併時の協定で柳津小に佐波小を統合し、スクールバスを運行することになり、現在まで継続して運行しています。使用車両は平成12年購入の中型55人乗りバス1台で運行しており、利用児童数は合計149名で全児童数の19.6%の児童が利用しております。登校時・下校時ともに、低学年と高学年の2回に分けて</p>
-------------------------	---

	<p>運行しています。平成 25 年度予算としましては、消耗品費、燃料費、修繕料と運行管理業務委託・運行補助業務委託等で 413 万 7248 円の予算で、そのうち柳津地域事業基金の充当が 206 万円ということで、柳津地域振興事務所にて執行しております。</p> <p>32 ページ、資料⑬をご覧ください。岐阜市での遠距離通学者への施策をご説明しますと、遠距離通学補助金制度を整備しております。これは普通学級に通学の場合、片道通学距離が小学生で 4km 以上、中学生で 6km 以上あり、1 か月に 10 日以上登校日数がある者に対して、公共交通機関を利用した場合、通学定期乗車券 6 か月券の 1/12 を 1 か月分として補助、公共交通機関を利用しない場合、岐阜乗合バス均一区間の通学定期 6 か月券の 1/24 を 1 か月分として補助するものです。普通学級での支給実績は平成 24 年度で小学校では網代小 2 名、長良東小 9 名、中学校では長森中 16 名、岐北中 11 名になっています。合併時に旧柳津町についてもこの制度を適用することになりましたが、該当児童生徒は現在おりません。</p> <p>柳津小学校スクールバスについては柳津地域協議会において、検討が進められるよう教育委員会事務局から柳津地域協議会を所管する柳津地域振興事務所の方へ話をしていきたいと考えています。</p> <p>ただ今報告を受けましたが、なにかご意見、ご質問等ございませんか。</p> <p>バスの利用児童数は、現在 19. 6%ですが、遠距離通学補助に該当する人数はどれくらいですか。</p> <p>4 k m以上の者はおりません。</p> <p>いないのですか。</p> <p>はい。</p> <p>議会でも度々問題になっているのですが、合併時は確かにそのような状況でしたが、バスが壊れてからというような話では公平性に欠けると思います。教育委員会である程度、期限を切って行わないといけなと思います。これからまだ新入生が増えてくるわけで、途中でバスが壊れたからこれからバスはなしですということになるのかどうか分かりません。一定の目途、例えば次の学年からとか、新入生からとか、何年度からというものがないと、いつまでも中途半端な話ではだめだと思います。平成 22 年にそのような話が出ましたが、その後何も進まずこれで 3 年が経つわけです。ぼちぼちしっかりと話をしておいた方が良いのではないですか。地域協議会でどのような話がなされているか分かりませんが、市議会の意見もほとんど関係ないという話だと意義がありません。そこをしっかりとやっていただかないと困ります。</p> <p>そのような方向で努力したいと考えています。</p> <p>努力ではなく、そうしないといつまで経っても終わらない話です。いろいろな合併時の条件は概ね 5 年ということが前提でしたので、そういう意</p>
<p>会 長 委 員</p>	
<p>事務局次長 委 員</p>	
<p>事務局次長 委 員</p>	
<p>事務局次長 委 員</p>	

<p>委員</p>	<p>味だと十分ではないかと、公平な立場から判断すべきだと思います。</p> <p>議会でも議論されているという話ですが、現状は、柳津以外の旧市内の4kmを超える人に関しては一定の補助制度があるということです。その4kmという基準の妥当性はどうか。例えば、1年生が4km通うのと6年生が4km通うのとでは全然違いがあることを考えたときに、岐阜市のもともとある4kmが良いのかどうかという議論も、逆にするべきなのではないかと思います。</p> <p>先ほどの話とは少し違うのですが、岐阜市が進める施策で、バスを交通手段にした街づくりをしていこうとしてコミュニティバスを走らせています。それを前進的に進めていくことを考えたときに、そのようなものを利用してスクールバスができないのかということも含めて議論していただきたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。本件につきましては平成19年度の通学審で確認した方向性通り、まず柳津地域協議会で協議を進め、その意見を踏まえ、当審議会でも議論して参りたいと思います。地域協議会において議題としてあげられ、今後、協議が進められることと考えます。</p>
<p>会長</p>	<p>○「③岐阜市南西部の児童生徒数増加校の現状と課題」</p> <p>それでは、次の議事に進みます。報告③「岐阜市南西部の児童生徒数増加校の現状と課題」です。事務局から説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>岐阜市南西部の児童生徒数増加校の現状と課題についてご説明申し上げます。本件は、岐阜市南西部の三里小、茜部小、鶉小、市橋小の将来的な児童数増加について、平成22年度から継続して現状の把握と課題としてご報告しており、現段階で何か諮問したり、具体的な計画をお示しするものではありません。</p> <p>資料集の34ページ、資料⑭は、平成10年度から平成31年度までの岐阜市内小学校の児童数の推移と予測の表になります。平成25年度までは実際の在籍児童数で、平成26年度以降は0歳から5歳までの居住人口から予測した児童数になります。これをグラフ化したものが資料⑮になります。横軸は年度、縦軸左側は市全体の児童数、縦軸右側は各学校の児童数です。岐阜市全体の児童数は赤色の平成18年の柳津町との合併をピークに、それ以降は減少傾向が続いております。三里小、茜部小、鶉小、市橋小については、比較的右肩上がりのグラフとなっており、今後の動向次第では、何らかの対策の必要性が考えられます。</p> <p>ここで将来予測に関して、出生数の他に転出、転入の社会的動態を考慮したいと思います。資料は⑯になります。例えば、三里小の平成20年度において、児童数は834名になっていますが、その6年前の平成14年度に予測した児童数は944人であり、6年間に人口流出入により110人減って、</p>

予測数の 88%に減少していることがわかります。

同様の計算を平成 21 年度から平成 25 年度まで行くと、三里小においては、88～90%の減少率、平均で 89%となりました。茜部小、鶉小、市橋小においても同じ計算を行なうと、茜部小は 85～93%、鶉小は 89～100%、市橋小は 78～81%といった、どの学校も減少傾向が見られました。この減少割合の平均値で補正して児童数を予測したものが資料⑰になります。上のグラフは、補正前で出生児童数のみから予測した児童数です。下のグラフは、補正を加えた予測児童数です。鶉小以外は、26 年度以降児童数の減少傾向がみられる結果となりました。現在の教室数とこの補正した予想児童数で教室数を計算した比較が資料⑱になります。表の左から今年度の児童数とクラス数、それから、先ほど補正して予測した児童数のうち、最大となる年度の予測児童数とクラス数、それから現在 3 年生まで導入している 35 人学級を全学年で導入した場合のクラス数になります。クラス数を比較しますと、三里小で 1 クラス増、全学年 35 人学級を導入しても増減ありません。茜部小は全学年 35 人学級を導入した場合のみ 1 クラス増、鶉小は 2 クラス増、全学年 35 人学級を導入した場合さらに 2 クラス増、市橋小では 1 クラス減、全学年 35 人学級を導入した場合に 1 クラス増、±では増減はありません。

鶉小は今年度から増築した校舎が供用開始となっており、4 クラスの増には現有施設で対応が十分可能であり、三里小、茜部小も倉庫などに使っている空き教室によって対応は可能です。ただ、どの学校も空き教室とはいえ何らかの利用している実態があり、まるっきり余っている訳ではなく、今後の児童数動向は引き続き注視していかなくてはならないと考えます。最後に市内小中学校校舎の建築年度と築 60 年がいつ頃到来するかをまとめた資料を添付しています。現在の校舎の多くは昭和 50 年代に建築されており、耐用年数と考える築 60 年も平成 40 年代から 50 年代にかけて一挙に訪れます。現在、児童数の動向上は現有施設で対応が可能であるという判断になりますが、このような校舎建替えの時期も見定めながら、今後、検討が必要であると考えています。

会 長

「岐阜市南西部の児童生徒数増加の現状について」ということで、昨年に引き続き、報告を受けました。事務局の説明にありましたように、この報告はあくまでも現状と課題を確認するものであり、なんら具体的な計画ではないとのこと。この点をご了解の上、岐阜市全体を見据えた広域的かつ長期的な観点から、ご意見、ご質問があれば、委員の皆様、ご発言を願います。

今回、こうした課題があることを審議会として現状を認識したということにしたいと思えます。本件について、児童増の傾向が収まるまで当審議会に適宜報告を頂きたいと思えます。

<p>会 長</p>	<p>○終了</p> <p>その他にご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>それでは、ご発言がないようですので、本日の審議会はこれにて閉会とさせていただきます。皆様方のご協力により会議を終了することができました。ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>日程9 閉会あいさつ</p> <p>長時間にわたり、熱心にご審議をいただき、ありがとうございました。</p> <p>本日、皆様からいただきました貴重なご意見等を基に、今後とも積極的な事業推進に取り組んでまいります。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>